

令和2年(ワ)第500号 区分所有権等競売等請求事件

原告 セントレー大井川下泉管理組合管理者笠井高広

被告 亡村上昭相続財産

ご 連 絡

令和4年6月28日

静岡地方裁判所民事第2部2係 御中

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-12-24 小峰ビル5階

浦和中央法律事務所(送達場所)

電 話 048-789-6745

FAX 048-789-6746

被告代表者相続財産管理人 弁護士 齋藤 元樹



第1 和解案について

御庁作成の令和4年6月16日付和解条項案による和解(以下「本件和解」といいます。)につきましては、さいたま家庭裁判所は許可をしないという結論となりました。

第2 不許可の理由及び経緯

- 1 本件マンションの所有権を移転するにあたっては、抵当権の被担保債権の債権者の書面による事前の承諾を要するところ(乙第2号証参照。), 相続

財産管理人が現在の債権者である日本債権回収株式会社の担当者の前野孝志氏に電話で確認をし、承諾をするとの意向が確認できたため、令和4年6月17日、さいたま家庭裁判所に対し、相続財産管理人権限外行為許可（本件和解の許可）の申立てを行いました。

- 2 しかしながら、令和4年6月24日、前野氏より、「社内で検討をした結果、債権者としては所有権の移転を承諾しないとの正式決定になった。」との連絡を受けました。

この旨をさいたま家庭裁判所に報告したところ、同庁から、「本件和解を許可することはできないので許可申立てを取り下げられたい。」との指示を受けました。

- 3 以上のとおり、さいたま家庭裁判所が本件和解の許可をしないとの判断に至りましたので、ご連絡いたします。

以 上

令和2年(ワ)第500号 区分所有権等競売等請求事件
原告 セントレー大井川下泉管理組合管理者笠井高広
被告 亡村上昭相続財産

証拠説明書

令和4年6月28日

静岡地方裁判所民事第2部2係 御中

被告代表者相続財産管理人

齋藤元樹



号証	標目	原本・写し	作成日	作成者	立証趣旨
乙1	債権調査票	写し	R4. 4. 19	日本債権回収株式会社業務センター 前野孝志	本件マンションの被担保債権の債権残高等。
乙2	ローン契約書(金銭消費貸借証書)	写し	H3. 10. 31	株式会社共和埼玉銀行及び亡村上昭	本件マンションの被担保債権の原契約書第4条2項に、担保物件を譲渡する場合には債権者の書面による事前の承諾を要する旨が規定されていること等。

乙第 / 号証

※当てはまる口に、し点を入れてください。必ず、この書式で御回答願います。*印の欄は弁護士が記入します。

裁判所提出用書式

債権者番号

弁護士 齋藤 元樹

殿*

債権調査票

債務者氏名 亡 村上 昭

* (屋号又は旧姓)

1 債権者に対する債権

 有 (以下の項目へ) 無 (平成 年 月 日完済)

↓

(1) 債権の種類

 貸付金 立替金 売掛金 保証 その他

(平成16年12月27日 付譲受求償債権)

譲渡元 りそな保証株式会社

(2) 債務者の地位

 主債務者

(保証人

 有

:氏名

 無

)

 保証人

(主債務者

:氏名

(3) 取引内容

① 最初の借入れ等

平成3年10月31日

38,300,000円

② 最後の借入れ等

③ 最後の返済

(4) 債権残高(回答日現在)

① 残 元 金

36,811,352円

② 利 息

③ 遅 延 損 害 金

89,206,358円

④ 合 計

126,017,710円

2 債務者の破産又は免責に関する意見

 特に意見はない。 以下のとおり意見がある

(下の空欄に具体的事実をお書きください)。

3 債務名義有り 事件番号:平成27年(口)第126783号 東京簡易裁判所

令和4年4月19日

住 所 東京都千代田区麹町五丁目2番地1

商 号 日本債権回収株式会社

代表者代表取締役 説田 信夫

(送達場所)

〒 330-6031

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

明治安田生命さいたま新都心ビル31階

日本債権回収株式会社 業務センター

担 当 者 名 前野 孝志

電 話 番 号 (048)600-0075

F A X 番 号 (048)600-0076

第5条 (期限満了の全額返済義務)

1. 借主は、この借主の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による借入金全額について期限の利益を失い、借入金全額を返済する義務を負う。直ちにこの契約による借入金全額を返済するものとする。
 - ①借主が返済方法を遅延し、銀行から催告を受けたとき、または返済日までに元金（借入金を含む）を返済しなかったとき、
 - ②借主が借入金の返済を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき、
 - ③この契約による借入金の返済が滞り続けている場合で、その滞り続いている期間の利息を申し出がなかったとき、
2. 次の各号の場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による借入金全額について期限の利益を失い、借入金全額を返済するものとする。
 - ①借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき、
 - ②借主が第4条第1項もしくは第2項または第9条の規定に違反したとき、
 - ③借主が支払を停止したとき、
 - ④借主が学費突進等の取引停止処分を受けたとき、
 - ⑤借主が借入金の返済を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき、
 - ⑥借主の目的がなくなったとき、
 - ⑦前各号のほか、借主の信用状態に著しい悪化が生じるなど元金（借入金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき、

第6条 (銀行からの担保)

1. 銀行は、この契約による借入金の返済が滞り続いた場合、または前条により期限の利益を失った場合、この契約による借入金全額と、借主の銀行に貯蓄する預金その他の債権とを、その担保の範囲のいかんにかかわらず担保することができ、この場合、借主により通知するものとする。
 2. 前項によって担保をする場合には、借主の預金その他の債権の担保の範囲は、借主の銀行の口座の日ごととし、預金その他の債権の担保の範囲については、現金債権等の定めによりする。ただし、期限満了後の利息は、期限満了の日から起算し、借主の責任を負うものとする。

第7条 (借主からの担保)

1. 借主は、この契約による借入金全額と期限の利益を失った場合、この契約による借入金全額を返済する義務を負う。直ちにこの契約による借入金全額を返済するものとする。
 2. 前項によって担保をする場合には、借主の預金その他の債権の担保の範囲は、借主の銀行の口座の日ごととし、預金その他の債権の担保の範囲については、現金債権等の定めによりする。ただし、期限満了後の利息は、期限満了の日から起算し、借主の責任を負うものとする。
3. 第1項によって担保をする場合には、借主の預金その他の債権の担保の範囲は、借主の銀行の口座の日ごととし、預金その他の債権の担保の範囲については、現金債権等の定めによりする。

第8条 (借主の返済滞り等による損害賠償)

1. 銀行から担保を受ける場合、この契約による借入金全額を返済する義務を負う。直ちにこの契約による借入金全額を返済するものとする。
 2. 借主が返済滞り続いた場合、この契約による借入金全額を返済する義務を負う。直ちにこの契約による借入金全額を返済するものとする。
 3. 借主が返済滞り続いた場合、この契約による借入金全額を返済する義務を負う。直ちにこの契約による借入金全額を返済するものとする。
4. 第2項の規定は、借主が返済滞り続いた場合、借主は、銀行の請求によって、借主の責任を負うものとする。

第9条 (代り返済等の差し入れ)

1. 借主が、この契約による借入金全額を返済する義務を負う。直ちにこの契約による借入金全額を返済するものとする。
 2. 借主が、この契約による借入金全額を返済する義務を負う。直ちにこの契約による借入金全額を返済するものとする。
3. 借主が、この契約による借入金全額を返済する義務を負う。直ちにこの契約による借入金全額を返済するものとする。

第10条 (印鑑照合)

1. 次の各号の事由が生じた場合には、借主は、銀行の請求によって、借主の責任を負うものとする。
 - ①借主の印鑑が変更されたとき、
 - ②借主の印鑑が偽造されたとき、
 - ③借主の印鑑が盗用されたとき、
2. 銀行は、この借入金の返済滞り続いた場合、借主は、銀行の請求によって、借主の責任を負うものとする。

第12条 (届出事項)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で行き届くものとす。
 2. 借主が前項の届出を怠った場合、銀行は借主から最後に届出のあった氏名、住所において通知または送付書類を送付した場合には、遅延したは到達しなかったときでも通知到達すべき時に到達したものとす。

第13条 (報告および調査)

1. 借主は、銀行が借主の返済状況を確認するために、借主の住居に立ち入り、借主の借入状況を確認するものとする。
 2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとする。

第14条 (債権譲渡)

1. 借主は、銀行が将来この契約による借入金全額を返済するものとする。
 2. 前項により借主が保証された場合、銀行は保証された債権に對し、保証人（以下本条において「保証者を含む」）の代理人となるものとする。借主は銀行に對して、従来のとおり借入取扱いに對する責任を負うものとする。

第15条 (個人信用情報センターへの登録)

1. 借主は、この契約に基づき借入金全額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的データについて、借入金期間中およびこの契約による借入金全額返済終了日から5年間、銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録され、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
 2. 借主は、次の各号の事由が生じたときは、その事由について、各号の定められた期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - ①この契約による借入金の返済を遅延したときおよびその返済を滞らせたとき、
 - ②この契約による借入金全額を返済する義務を負ったとき、

第16条 (団体信用生命保険付保の場合)

1. 借主は、銀行が指定した生命保険会社との間に締結された団体信用生命保険契約に加入することに同意します。
 2. 生命保険契約は本借入金全額を返済するものとする。
 3. 借主が死亡した場合、この契約による借入金全額を返済する義務を負う。直ちにこの契約による借入金全額を返済するものとする。

(保 証)

1. 保証人は、借主がこの契約によって負担する利息の債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に依りしものとする。
 2. 保証人は、借主の履行に對する預金その他の債権をもつて担保は行かないものとする。
 3. 保証人は、銀行が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとする。
 4. 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、貸付によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による貸付債務または保証人が保証している他の契約による担保債務が履行された場合は、銀行の同意がなければこれを行使しないものとする。
 5. 保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに担保債務の定めのある保証をしている場合には、その保証は連帯してこの保証の額を加えるものとする。保証人が借主と銀行との取引について、特種ほかの保証に保証した場合には、保証人も同様とする。

「お 知 ら せ」

この契約によるローンが保証者の保証（または保証者の保証）にもよります。保証第5条により、借主にこの契約による借入金全額の返済義務が生じた場合には、銀行はこの契約による借入金全額を返済する義務を負う。保証第5条により、借主にこの契約による借入金全額の返済義務が生じた場合には、保証人は、保証人が保証している他の契約による担保債務が履行された場合は、銀行の同意がなければこれを行使しないものとする。保証人は、借主と銀行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに担保債務の定めのある保証をしている場合には、その保証は連帯してこの保証の額を加えるものとする。保証人が借主と銀行との取引について、特種ほかの保証に保証した場合には、保証人も同様とする。